



加入者・運用指図者 の手引き



iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

2018年5月

国民年金基金連合会

加入者・運用指図者の方へ

- この手引きは、iDeCo（個人型確定拠出年金（以下「個人型年金」といいます。))の加入者・運用指図者の方のために、制度の仕組みや手続きについて、ご注意いただきたい事項を説明するために作成したものです。
- 以下の事項について、次の書類から転記しておく、お問い合わせや届出書類の記入の際、便利です。

- ・加入者の方：個人型年金加入確認通知書（※）
- ・運用指図者の方：個人型年金運用指図確認通知書（※）

加入者とは、掛金を拠出し、かつ運用の指図を行う方をいいます。

運用指図者とは、掛金を拠出せず、運用の指図のみを行う方をいいます。

★基礎年金番号

★登録事業所番号
(第2号加入者の方のみ)

★お問い合わせ先

- 制度の一般的な相談・各種手続き及び商品内容に関するお問い合わせ
 - ・担当「運営管理機関」（加入申込み等を行った金融機関等で、連絡先は※通知書に記載されています。）（注）

名称

電話

(注)「運営管理機関」は、加入申込みや各種の届出を受け付ける受付金融機関を兼ねている場合がほとんどですが、「運営管理機関」によっては、一部の業務を他社に委託している場合があります。詳しい照会先は、「運営管理機関」でお尋ね下さい。

- 年金資産残高及び運用指図・商品の売買等に関するお問い合わせ
 - ・担当「記録関連運営管理機関」（連絡先は※通知書に記載されています。）

名称

電話

- この手引きの内容及び、加入資格、掛金の納付に関するお問い合わせ
 - 名称 国民年金基金連合会 コールセンター
 - 電話 0570 - 003 - 105
(050 で始まる電話でおかけになる場合は 03 - 6632 - 2724)
 - 受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
(土・日・祝日、年末年始(12/29 ~ 1/3)はご利用いただけません)

目次

1. 掛金の納付について（毎月定額拠出の場合）	4
2. 掛金の変更、停止等について	5
3. 氏名、住所の変更について	6
4. 掛金の引落口座や引落金融機関の変更について	6
5. こんなときには届出を（届出一覧）	7
6. 第2号加入者の掛金限度額管理及び 加入資格の確認について	9
7. 掛金の還付について	10
8. 転職・退職時に必要な手続き及び年金資産と 記録の持ち運び（ポータビリティ）について	12
9. 掛金を年単位拠出する場合の取扱いについて	20
10. 運営管理機関の役割について	24
11. 掛金の運用（運用商品の選択、指図）について	24
12. 運用実績・個人別管理資産額の確認について	26
13. 運用関連運営管理機関の変更について	26
14. 中小事業主掛金納付制度とは	27
15. 給付金の受け取りについて	27
16. 脱退一時金について	29
17. 税制について（社会保険料控除との比較）	30
18. 国民年金基金連合会の手数料について	31
19. 運営管理機関等の手数料について	32
20. 運用機関（商品提供機関）の倒産について	32
21. 各種の相談や照会について	33
22. 共済組合員の方の注意事項について	33
23. 個人型年金制度における個人情報・特定個人情報の 保護について	34

1. 掛金の納付について (毎月定額拠出の場合)

- 加入者の方は、基本的に、あらかじめ届出いただいた定額の掛金を毎月拠出し、翌月の26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に口座振替等により納付します。
(例えば1月分として拠出する掛金は、2月26日に口座振替等で納付します。)
ただし、初回の掛金の納付に限り、加入者となった月の翌々月の26日（休業日の場合は翌営業日）になる場合があります。
- **第1号加入者**（※）の方は、すべて本人名義の預金口座からの口座振替となります。
※ 第1号加入者とは、加入者のうち、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）である方をいいます。
- **第2号加入者**（※）の方は、次の①②のいずれかの納付方法をあらかじめ選択していただきます。
 - ①事業主払込
(一般事業所の場合)
給与天引により、事業主の預金口座からの口座振替により掛金を納付します。
(国家公務員・地方公務員・私学共済の加入者の場合)
給与天引により、事業主の預金口座からの口座振替又は振込により掛金を納付します。
 - ②個人払込
本人名義の預金口座からの口座振替により掛金を納付します。
※ 第2号加入者とは、加入者のうち、国民年金の第2号被保険者（会社員、公務員等）である方をいいます。
- **第3号加入者**（※）の方は、すべて本人名義の預金口座からの口座振替となります。
※ 第3号加入者とは、加入者のうち、国民年金の第3号被保険者（専業主婦等）である方をいいます。

- 口座振替日は、月に1回のみです。**後日、再振替や振込による掛金の納付はできません。**口座振替日に引落しができなかった場合、その月の掛金は拠出されなかったという扱いになります。引落口座の残高については、前日までに確認してください。(掛金については、前納、後納という制度はありません。)
- ※ 事業主払込で、掛金の振込が認められている場合でも、振込は月に1回のみ可能です。(ただし、納付が困難として国民年金基金連合会が指定する場合については、納付期日が延期され、改めて納付することが可能です。)
- ※ 個人型年金の掛金は、毎月、定額の掛金を拠出(納付は翌月26日)していただくのが基本的な取扱いとなっておりますが、2018年1月より、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出(年単位拠出)していただくことも可能になりました。
- ※ 毎月定額拠出ではなく、年単位拠出をする場合は、「9.掛金を年単位拠出する場合の取扱いについて」(20～23ページ)をご参照ください。

2. 掛金の変更、停止等について

- 掛金額の変更は、1年(12月分の掛金から翌年11月分の掛金の間)に1回に限り行うことができます。(ただし、被保険者種別変更時やお勤め先の企業年金制度(確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型確定拠出年金等)の導入状況に変更があった場合の掛金限度額変更に伴う掛金額変更はこの変更回数に含みません。)
掛金額を変更したい場合は、「加入者掛金額変更届(K-009)」を運営管理機関に提出してください。
第2号加入者で掛金を給与天引(事業主払込)している場合には、事業主(給与支払ご担当部署)にも連絡してください。
- 掛金の拠出を停止する場合、「加入者資格喪失届(K-015)」を運営管理機関に提出して、運用指図者となること

により、拠出を停止し、運用だけを行うことができます。

- 個人型年金は、老後の資産形成を目的とするものです。加入後は、基本的に、中途解約して払い戻しを受けることはできません。それまでの積立金については、引き続き運用を続けていただき、60歳以降に給付を受けることとなります。(27～28ページをご参照ください。)ただし、脱退一時金を受給できる場合があります。(29～30ページをご参照ください。)

3. 氏名、住所の変更について

- 加入者・運用指図者の方が氏名、住所を変更された場合、「加入者等氏名・住所変更届 (K-005)」を運営管理機関に提出してください。
- 「加入者等氏名・住所変更届 (K-005)」などの届出用紙は、運営管理機関へご連絡いただき、入手してください。
- 氏名や住所の変更が行われていないと、国民年金基金連合会からの掛金払込証明書や、記録関連運営管理機関からの運用実績等の通知が届きません。

4. 掛金の引落口座や引落金融機関の変更について

- 加入者の方が本人名義の掛金の引落口座や引落金融機関を変更する場合、「加入者掛金引落機関変更届 (K-006)」に必要事項を記載し、「預金口座振替依頼書 (K-007)」を添付して、運営管理機関に提出してください。
- なお、国民年金基金連合会や引落金融機関の手続き上、引落口座の変更には2ヶ月程度かかることがあります。手続きが終了するまで、従来の引落口座から掛金が引落

されますのでご了承ください。

※ 一部取扱いが可能なネット銀行では、届出印の押印を不要とする場合に、本人確認のための認証手続等、別途個別の手続きが必要な場合がありますので、ご注意ください。

5. こんなときには届出を（届出一覧）

1. 各種事項の変更

届出が必要なとき

届出の種類

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 加入者・運用指図者の方が
氏名、住所を変更したとき | ■加入者等氏名・住所変更届(K-005) |
| 2 | 加入者の方が掛金の引落口座
や金融機関を変更するとき | ■加入者掛金引落機関変更届(K-006)
■預金口座振替依頼書(K-007) |
| 3 | 加入者の方が掛金額を変更す
るとき（毎月定額拠出の場合） | ■加入者掛金額変更届(K-009) |
| 4 | 加入者の方が掛金額を変更す
るとき（年単位拠出の場合） | ■加入者掛金額変更届(K-009)
■加入者月別掛金額登録変更届(K-030) |
| 5 | 第2号加入者の方が掛金の納
付方法を「個人振込」又は
「事業主振込」に変更する
とき | ■加入者掛金納付方法変更届兼事業所
登録申請書(K-008)
■預金口座振替依頼書(K-007)
※手続きの詳細は、運営管理機関にご確認
ください。 |
| 6 | 加入者の方が掛金拠出を停止
するとき | ■加入者資格喪失届(K-015) |
| 7 | 加入者・運用指図者の方が
運営管理機関を変更するとき | ■加入者等運営管理機関変更届
(K-004) |
| 8 | 加入者・運用指図者の方が
お亡くなりになったとき | ■加入者等死亡届(K-014) |
| 9 | お勤め先の企業年金制度への
加入状況等に変更があった
とき | ■加入者他年金加入状況等変更届
(K-028)
■事業所登録申請書兼第2号加入者に
係る事業主の証明書(K-101) |

2. 就職や転職などをしたとき

特に、①②④の手続きを行わないと、掛金の拠出が停止になる場合がありますので、ご注意ください。

届出が必要なとき

届出の種類

1

- (1) 第1号・第3号加入者の方が厚生年金保険の適用事業所に就職し、第2号被保険者になったとき
- (2) 第2号・第3号加入者の方が国民年金の第1号被保険者(自営業者等)になったとき
- (3) 第1号・第2号加入者の方が国民年金の第3号被保険者になったとき

■ 加入者被保険者種別変更届 (K-010)
(注1)

2

第2号加入者の方が他の厚生年金保険の適用事業所に就職(転職)したとき

■ 加入者登録事業所変更届 (K-011)
(注1)

3

加入者の方が次のいずれかに該当したとき

- (1) 企業型確定拠出年金を実施している企業に就職(転職)し、企業型確定拠出年金の加入者等になったとき。
※企業型確定拠出年金規約で個人型同時加入を認めている場合は除きます。
- (2) 農業者年金の被保険者になったとき
- (3) 国民年金の保険料の納付を本人申請により免除されたとき(国民年金保険料免除該当・不該当届を提出する場合を除く)
- (4) 日本国内に住所を有しなくなったとき
- (5) (4)以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったとき

■ 加入者資格喪失届 (K-015)
(注2)

4

第1号加入者の方が障害基礎年金裁定通知を受けたとき又は国民年金法第89条第3号の施設に入所したとき

■ 国民年金保険料免除該当・不該当届 (K-013)
(注3)

(注1) 第1号・第3号加入者から第2号加入者に変更となる場合は事業主による証明書の添付が必要です。

(注2) 加入者の資格を喪失した理由及び喪失年月日を明らかにする書類の添付が必要です。

(注3) 障害基礎年金の年金証書の写し又は入所している施設の長の証明書の添付が必要です。

6. 第2号加入者の掛金限度額管理 及び加入資格の確認について

- 第2号加入者の方は、お勤め先の企業年金制度への加入状況等の諸条件により、限度額が異なります。国民年金基金連合会では、事業主の証明書による届出に基づき加入者の掛金限度額を管理しています。
 - ① 厚生年金保険の被保険者で、②③に該当しない方
月額2.3万円（年額27.6万円）
 - ② 企業型確定拠出年金規約で個人型年金に加入することが認められている企業型確定拠出年金加入者で、
 - ③に該当しない方 月額2.0万円（年額24.0万円）
 - ③に該当する方 月額1.2万円（年額14.4万円）
 - ③ 確定給付企業年金・厚生年金基金の加入者
国家公務員、地方公務員の共済組合員
私立学校教職員共済制度の加入者
石炭鉱業年金基金の坑内員等
月額1.2万円（年額14.4万円）
 - 第2号加入者の方は、法令により、毎年1回、お勤め先の企業年金制度への加入状況等について届け出ることが義務付けられています。
 - この届出は、実務上、加入者の方ご本人に代わって事業主が届け出ることになっています。このため、国民年金基金連合会では、毎年6月から10月頃、**登録事業所**（※）の事業主宛に、記録関連運営管理機関を通じて「第2号加入者の届出書（事業主取りまとめ）兼第2号加入者に係る事業主の証明書（以下「届出書等」といいます。）」をお送りし、以下に掲げる年金制度への加入状況等について確認を行います。
 - ・ 企業型確定拠出年金（企業型年金）
 - ・ 企業年金制度（確定給付企業年金、厚生年金基金、等）
 - ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合
 - ・ 私立学校教職員共済制度
 - ・ 石炭鉱業年金基金
- ※ **登録事業所**とは、個人型年金の加入者となる従業員（第2号加入者）を使用する事業所として、国民年金基金連

合会に登録されている事業所をいいます。

- ただし、事業主より回答がなかった場合又は事業主からの届出書等の内容が以下の場合、国民年金基金連合会は、毎年12月頃、直接加入者ご本人宛に加入資格確認等のための書類を送付します。その書類には必要な手続きについて詳しく記載されていますので、それに沿ってご返答ください。
 - (1) お勤め先の企業型年金又は企業年金制度の変更によって、加入者の方の掛金限度額又は加入資格に変動があると認められる場合
 - (2) 加入者の方が既に退職されている場合
- 上記の国民年金基金連合会の確認に対して、加入者の方から連絡又は必要な届出がなく、第2号加入者としての加入資格確認ができない場合、加入者の方の掛金の口座引落し（拠出）は一旦停止されます。一旦停止後に、加入資格の確認ができましたら、改めて掛金の口座引落し（拠出）を再開することができます（ただし、口座引落し（拠出）の停止期間中につきましては、掛金の拠出がなかったという取扱いとなります。その分を追納する制度はありませんのでご注意ください。）。

7. 掛金の還付について

- 確定拠出年金は公的年金に上乗せされる私的年金であり、加入資格のある方しか掛金を拠出することができません。

加入資格の確認は、第1号・第3号加入者は毎月の日本年金機構の記録との照合により資格喪失又は種別変更の届出が提出されていない方について、第2号加入者は年1回の事業主の証明により資格喪失、種別変更又は事業所変更の届出が提出されていない方について、掛金引落しを一時停止した上で届出勧奨を行います。

国民年金基金連合会では届出された加入者資格喪失届の提出により資格喪失日を確認し、資格喪失日が属する月以

降の掛金が納付されていた場合は、当該月の掛金相当額を還付します。

- 第1号加入者の方の掛金拠出には国民年金保険料の納付が必要です。毎年3月に、前々年の12月分（前年1月納付）から前年11月分（前年12月納付）までの国民年金保険料の納付状況を確認します。また、企業型確定拠出年金への移換や各種給付の支給の請求があった場合、その都度、国民年金保険料の納付状況を確認します。この結果、国民年金保険料の未納月に該当する掛金が納付されていた場合は、当該月の掛金相当額を還付します。（障害基礎年金を受給している期間又は国民年金法第89条第3号の施設に入所している期間を除きます。）

- 還付に際しては年金資産の取り崩し等の事務が発生しますので、還付に伴う事務コストは加入者の方にご負担いただきます。

国民年金基金連合会では、還付に伴う手数料（事務費）として還付金のうちから1,029円を徴収します。（運営管理機関においても手数料を徴収する場合があります。）したがって、還付される金額は、必ずしも納付された掛金額とは一致いたしません。

- すでに確定申告書を提出して所得控除を受けた後に、還付が発生した場合は、修正申告をしていただく必要があります。

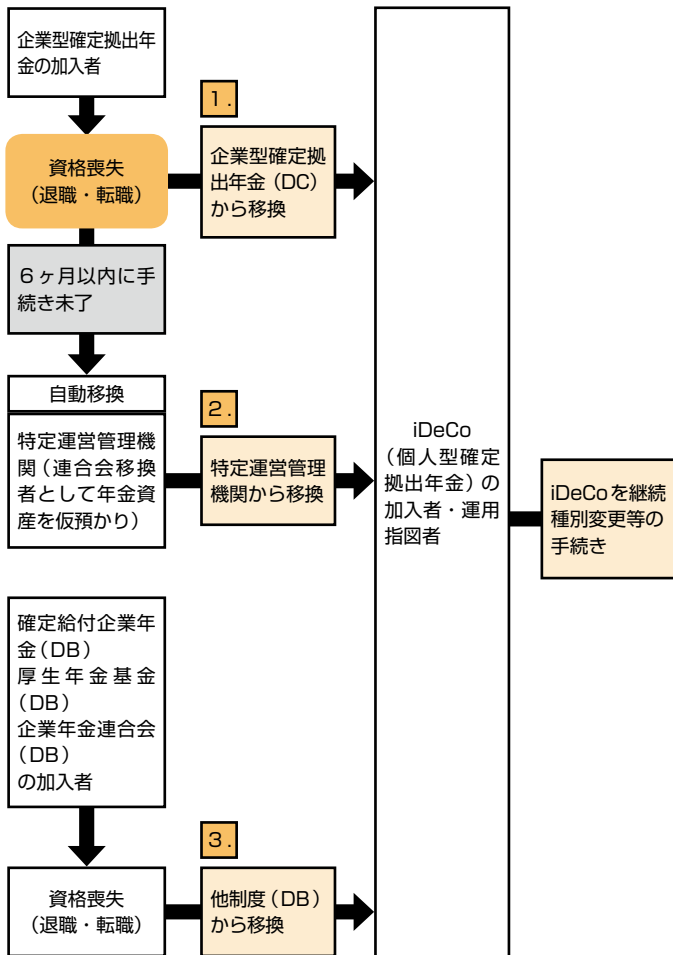
※ 毎月定額拠出でなく、年単位拠出をする場合は、「9.掛金を年単位拠出する場合の取扱いについて」（20～23ページ）もご参照ください。

8. 転職・退職時に必要な手続き及び年金資産と記録の持ち運び（ポータビリティ）について

転職・退職時に必要な手続き

- 転職・退職しても、確定拠出年金で積み立てた年金資産と記録は、持ち運ぶこと（ポータビリティ）ができます。

次の図で、転職・退職後の状況に応じた必要な手続きの概要を示しております。状況に変化がありましたら、まずは、運営管理機関にご連絡ください。



※ 1. から5. の流れで年金資産と記録を持ち運ぶ場合の概要は、16～18ページの1.～5. をご参照ください。

転職・退職後も iDeCo に継続加入する場合

転職先企業の年金制度又は離職後の状態

企業年金制度 (DB・DC) を実施していない

※国民年金の第2号被保険者 (会社員等の厚生年金の加入者)
 ※加入者となる場合、掛金の上限は月額23,000円

企業年金制度 (DB) を実施している

※国民年金の第2号被保険者 (会社員等の厚生年金の加入者)
 ※加入者となる場合、掛金の上限は月額12,000円

企業年金制度 (DC) を実施している

※国民年金の第2号被保険者 (会社員等の厚生年金の加入者)
 ※iDeCoに加入できるように企業型DCの規約変更済みの場合、掛金の上限は月額20,000円 (企業型DCに移換させることも可能)

企業年金制度 (DB・DC) を実施している

※国民年金の第2号被保険者 (会社員等の厚生年金の加入者)
 ※iDeCoに加入できるように企業型DCの規約変更済みの場合、掛金の上限は月額12,000円 (企業型DCに移換させることも可能)

公務員

※国民年金の第2号被保険者 (会社員等の厚生年金の加入者)
 ※加入者となる場合、掛金の上限は月額12,000円

国民年金の第1号被保険者 (自営業者等)

※加入者となる場合、掛金の上限は月額68,000円

国民年金の第3号被保険者 (専業主婦 (夫))

※加入者となる場合、掛金の上限は月額23,000円

必要な手続き等

<ご加入の運営管理機関でお手続きください>

①加入者としてiDeCoを継続する場合、以下の登録情報の変更届が必要です。

・加入者種別変更届 (K-010)

又は、

加入者登録事業所変更届 (K-011)

・事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A)

又は、

第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用) (K-101B)

②運用指図者としてiDeCoを継続する場合、転職・退職前に加入者であったときは、加入者資格喪失届 (K-015) の提出が必要です。

※個人型年金の加入資格を喪失する手続き等の詳細は、「こんなときには届出を (届出一覧)」(7～8ページ) をご参照ください。

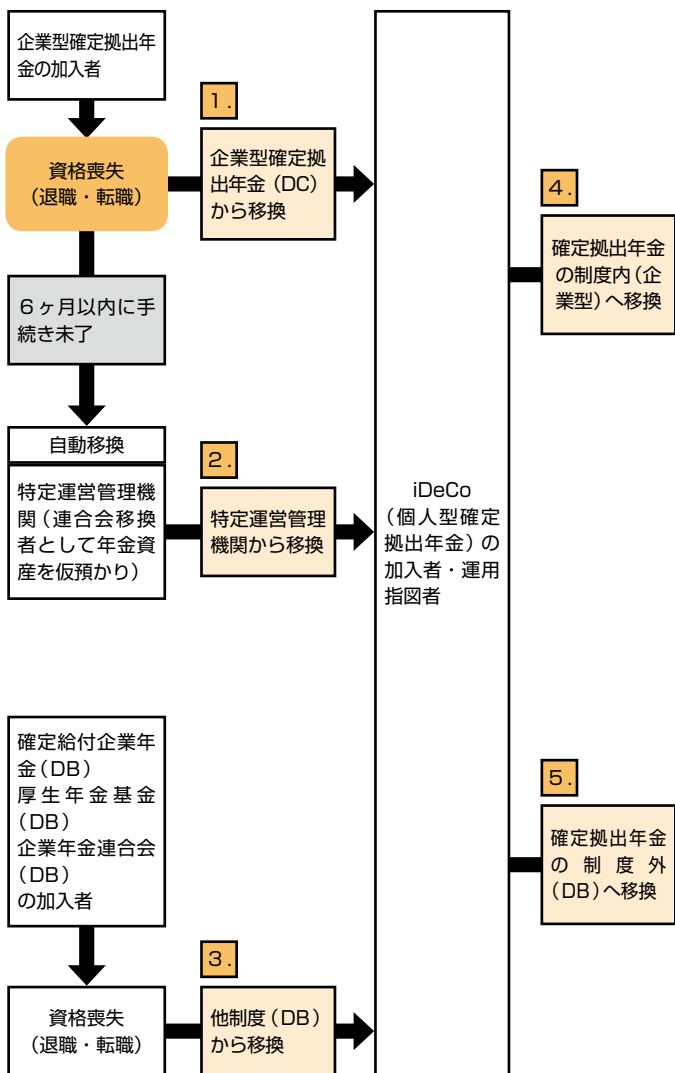
<ご加入の運営管理機関でお手続きください>

①加入者としてiDeCoを継続する場合、以下の登録情報の変更届が必要です。

・加入者種別変更届 (K-010)

②運用指図者としてiDeCoを継続する場合、転職・退職前に加入者であったときは、加入者資格喪失届 (K-015) の提出が必要です。

※個人型年金の加入資格を喪失する手続き等の詳細は、「こんなときには届出を (届出一覧)」(7～8ページ) をご参照ください。



※ 1. から5. の流れで年金資産と記録を持ち運ぶ場合の概要は、16～18ページの1.～5. をご参照ください。

転職・退職後に企業型確定拠出年金（DC）に移換する場合

転職先企業の年金制度

企業年金制度（DC）を実施している

- ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者）
- ※iDeCoに加入できるよう企業型DCの規約が変更されていない

企業年金制度（DB・DC）を実施している

- ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者）
- ※iDeCoに加入できるよう企業型DCの規約が変更されていない

必要な手続き等

<ご加入の運営管理機関と転職先の企業の担当部署でお手続きください>

ご加入の運営管理機関に加入者資格喪失届（K-015）を提出し、資格喪失することが必要です。

※個人型年金の加入資格を喪失する手続き等の詳細は、「こんなときには届出を（届出一覧）」（7～8ページ）をご参照ください。

転職・退職後に確定給付企業年金（DB）に移換する場合

転職先 又は お勤め先の 確定給付企業年金に
iDeCoの資産を移換したい場合

必要な手続き等

確定給付企業年金（DB）を実施している

- ※移換先となる確定給付企業年金の規約が、確定拠出年金の個人別管理資産の受入れを可能とする内容に変更されている必要があります。

<転職先の確定給付企業年金の担当窓口にご確認ください>

iDeCoの加入を継続しない場合は、ご加入の運営管理機関に加入者資格喪失届（K-015）を提出し、資格喪失することが必要です。

確定給付企業年金の規約が、確定拠出年金の個人別管理資産の受入れを可能としているかどうかについて、転職先の確定給付企業年金の担当窓口にご確認ください。

※個人型年金の加入資格を喪失する手続き等の詳細は、「こんなときには届出を（届出一覧）」（7～8ページ）をご参照ください。

1. 企業型確定拠出年金（企業型年金）の加入資格を喪失した場合

- 以下に該当する方は、企業型年金の年金資産と記録を、個人型年金に移換する必要があります。
 - ①企業型年金の加入者が転職・退職をし、新たな企業型年金に加入することができないとき
 - ②企業型年金の加入者が役員就任（企業型年金規約で加入資格を喪失することとされている場合）等で、加入中の企業型年金の加入資格を喪失したとき

- 基本的には、転職・退職した際の確定拠出年金制度内における年金資産と記録の持ち運びは、ご本人様の移換の申し出（移換依頼書の提出）により行われていますが、2018年5月より、次の①又は②の場合には、ご本人様の移換の申し出がなくても、自動的に個人型年金に年金資産と記録が移換される取扱いとなりました。
 - ①企業型年金の加入資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過した際に、既に個人型年金の加入者・運用指図者（年金資産がある場合に限り）となっていることが確認できた場合（新たに企業型年金の加入資格を取得している場合を除く。）
 - ⇒ 企業型年金にある年金資産と記録が、移換の申し出をすることなく個人型年金に移換されます。
 - ※ 記録内容の相違等により、企業型年金の加入資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過した際に個人型年金の加入者・運用指図者になっていることが確認できない場合は、特定運営管理機関に自動移換され、年金資産が仮預かりの状態となります。
 - ②個人型年金の加入者・運用指図者になった際に、特定運営管理機関に自動移換されている年金資産と記録があることが確認できた場合
 - ⇒ 特定運営管理機関で仮預かりの状態にある年金資産と記録が、移換の申し出をすることなく個人型年金に移換されます。
 - ※ 記録内容の相違等により、自動移換されている年金資産と記録があることが確認できない場合は、そのまま特定運営管理機関で仮預かりの状態となります。

2. 連合会移換者（自動移換者）の場合

- 1. の場合と同様に、年金資産と記録を個人型年金に移換する必要があります。
- 基本的には、連合会移換者（自動移換者）となった場合の年金資産と記録の持ち運びは、ご本人様の移換の申し出（移換依頼書のご提出）により行われていますが、2018年5月より、個人型年金の加入者・運用指図者又は企業型年金の加入者になった際に、特定運営管理機関に自動移換されている年金資産があると確認できれば、ご本人様の移換の申し出がない場合でも、自動的に個人型年金や企業型年金に年金資産と記録が移換される取扱いとなりました。
※ 記録内容の相違等により、自動移換されている年金資産と記録があることが確認できない場合は、そのまま特定運営管理機関で仮預かりの状態となります。

3. 厚生年金基金、確定給付企業年金の加入資格を喪失した場合又は企業年金連合会に年金資産がある場合

- 以下の要件を満たす場合、年金資産と記録を個人型年金に移換することができます。
 - ①厚生年金基金からの脱退一時金相当額の移換
 - (1) 個人型年金の加入者であること
 - (2) 厚生年金基金を脱退後1年以内に、移換元の厚生年金基金に移換を申し出ること
 - ②確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換
 - (1) 個人型年金の加入者であること
 - (2) 確定給付企業年金を脱退後1年以内に、移換元の確定給付企業年金に移換を申し出ること
 - ③企業年金連合会からの年金給付等積立金の移換
 - (1) 個人型年金の加入者であること
 - (2) 個人型年金の加入者の資格を取得してから3ヶ月以内に、移換元の企業年金連合会に移換を申し出ること

4. 企業型年金のある企業に転職した場合

- ご加入の運営管理機関に加入者資格喪失届（K-015）を提出し、個人型年金の加入資格を喪失することが必要です。

また、転職先企業が実施する企業型年金へ資産を移換する手続きが必要です。転職先企業の担当者に移換したい旨を伝え、企業型年金への移換手続きをとってください。

※ 個人型年金の加入資格を喪失する手続き等の詳細は、「こんなときには届出を（届出一覧）」（7～8ページ）をご参照ください。

5. 確定給付企業年金のある企業に転職した場合

- 確定給付企業年金の規約が、確定拠出年金の個人別管理資産の受入れを可能としているかどうかについて、転職先の確定給付企業年金の担当窓口を確認してください。受入れ可能な場合は、移換の事務手続きについても担当窓口でご確認ください。

- iDeCoの加入を継続しない場合は、ご加入の運営管理機関に加入者資格喪失届（K-015）を提出し、資格喪失することが必要です。

※ 個人型年金の加入資格を喪失する手続き等の詳細は、「こんなときには届出を（届出一覧）」（7～8ページ）をご参照ください。





9. 掛金を年単位拠出する場合の取扱いについて

1. 年単位拠出とは

- 個人型年金の掛金は、毎月、定額の掛金を拠出（納付は翌月26日）していただくのが基本的な取扱いとなっていますが、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出（年単位拠出）していただくことも可能です。
- 年単位拠出の取扱いには詳細なルールがございますので、以下の内容を十分ご確認くださいの上でご検討ください。

2. 年単位拠出の取扱い

① 必要な手続き

- ・ 掛金を年単位で拠出したい場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」をご記入いただき、事前に拠出の年間計画（「当年の掛金額」及び「翌年以降の掛金額」）を設定していただく必要があります。
- ・ 「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」は、掛金の変更申請をする翌月分以降の掛金について設定していただくものであり、過去に遡った期間については、申請できません。
※ 毎月定額の掛金を拠出する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」のご提出は不要です。

② 拠出期間の考え方

- ・ 12月分の掛金から翌年11月分までの掛金（実際の納付月は1月～12月）の拠出期間を1年とし、この1年を単位として考えます。
- ・ この1年（12ヶ月）を加入者の方が任意に区分し、年間の拠出月（年1回以上の拠出が必要）を決めていただきます（この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます）。
- ・ ①で説明した年間計画において、11月分（12月納付）の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください（11月分の掛金は、12月にしか納付できないため）。

③ 掛金限度額について

- ・ 拠出区分の月数に1ヶ月あたりの限度額（種別等により異なります。）を乗じた額が、当該拠出区分の拠出限度額となります。
- ・ 当該拠出区分の掛金額が限度額より少額であった場合、

その差額は、②で示した1年内における次回以降の拠出区分の拠出額に繰り越して拠出することが可能です。(設定例の図(22～23ページ)：ポイント①参照)

④掛金額について

- ・拠出区分の掛金額は、「5,000円×拠出区分の月数」の金額以上、当該拠出区分の拠出限度額以下で、1,000円単位となります。

⑤納付日

- ・拠出区分の最後の月の翌月26日が納付日となります。
- ・上記納付日以外に掛金の納付はできません(追納はできません)。

⑥掛金額及び拠出区分の変更

- ・②で示した1年の単位の中で、1回のみ掛金額及び拠出区分の変更が可能です。
※種別変更等の限度額変更に伴う掛金額や拠出区分の変更は、変更回数には含まれません。

⑦還付の考え方

- ・国民年金保険料の未納月分に該当する月分の掛金額は拠出できません。
- ・還付の有無の確認は、毎年3月に「前々年12月分(前年1月納付期限分)～前年11月分(前年12月納付期限分)の国民年金保険料の納付状況」と「前々年12月分(前年1月納付)～前年11月分(前年12月納付)の個人型年金掛金の拠出状況」を照合することにより判定しています。
- ・還付対象月及び還付額は、次の通りです。

(1) 掛金を毎月拠出する場合

還付対象月：国民年金保険料の未納月

還付額：還付対象月に拠出した掛金額全額

(2) 掛金を複数月分まとめて拠出する場合

還付対象月：国民年金保険料の未納月

還付額：(拠出区分の掛金額) - (拠出区分内の国民年金保険料納付月数×1月当たりの限度額 + 前拠出区分からの繰越限度額)

※(2)の場合、掛金額が少額で、拠出限度額を使い切らない場合は、国民年金保険料の未納月があっても、還付が発生しない場合もあります。

- ・国民年金保険料の未納月は、通算拠出期間には含まれません。

3. 年単位拠出の設定例

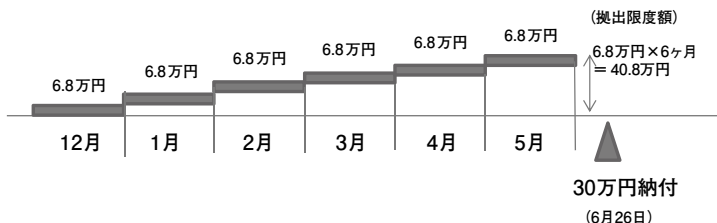
(設定条件：第1号加入者の事例)

- ・拠出限度額：月額6.8万円
- ・拠出区分：12月分～5月分、6月分～11月分（1年間で2期）
- ・納付月（掛金引落とし月）：6月・12月（年2回納付）
- ・拠出限度額：12月分～5月分 ⇒ $6.8\text{万円} \times 6\text{ヶ月分} = 40.8$
6月分～11月分 ⇒ $6.8\text{万円} \times 6\text{ヶ月分} = 40.8$
- ・実際の拠出額：12月分～5月分 ⇒ 30万円（限度額枠：10.8
6月分～11月分 ⇒ 51.6万円（1年内の前拠

(例) 第1号加入者の個人型年金の拠出限度額（月6.8万円）

年2回納付（納付月：6月、12月）

拠出区分：12月～5月、6月～11月



(ポイント)

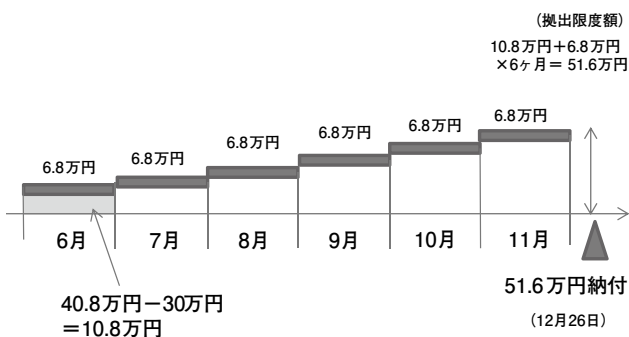
- ①設定事例では、(12月分掛金～5月分掛金)の限度額の枠が10.8限度額に10.8万円上乗せできます（翌年には繰り越せません）。
- ②拠出区分は、1区分（年1回）～12区分（毎月）まで、任意に
- ③拠出区分ごとに掛金額が同一である必要はありません。
- ④11月分（12月納付）の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定す

4. 年単位拠出を実施する場合の留意事項

- ・第2号加入者の方で、掛金の納付方法を給与天引（事業主払引対応ができない場合も考えられます。年単位拠出への変更さい。事業主の対応が難しい場合は、掛金の納付方法を個人
 - ・年間計画を作成する際には、11月分（12月納付）の掛金を含
 - ・拠出区分の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分以降の
 - ・年単位拠出されている方が、掛金額や拠出区分の変更をする
- い。

間に区分)

万円
万円
万円余り)
出区分の余りを活用)



万円余っているため、次拠出区分（6月分掛金～11月分掛金）の
決めていただけます。

る必要があります。

込) にされている方の場合、事業主の給与事務等の関係で給与天
を希望される場合は、事業主に対応が可能か事前に相談してくだ
払込に変更していただくことで、年単位拠出が可能です。
む拠出区分の拠出は必ず設定してください。
掛金が拠出できなくなります。
際には、拠出のスケジュール等をよくご確認のうえご対応くださ

10. 運営管理機関の役割について

- 確定拠出年金制度の運営上中核となる運営管理機関には、加入者の方に対する運用商品の選定・提示や情報提供（商品説明）等を行う「運用関連運営管理機関」と加入者の方からの運用指図の取りまとめや加入者の方個人毎の記録管理を行う「記録関連運営管理機関」があります。
- 個人型年金では、金融機関等が運営管理機関として国民年金基金連合会の委託を受け、これらの業務を行います。
- 運営管理機関は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）の登録を受けたもので、資産運用の専門家として、加入者の方の立場にたって、具体的な運用商品の選定・提示等を行う義務（忠実義務）を課されています。
- 運営管理機関は、加入申込や各種届出を受け付ける受付金融機関を兼ねている場合がほとんどですが、運営管理機関によっては、一部の業務を他者に委託している場合があります。
（*）国民年金基金連合会は、原則、加入者の方から直接各種の書類の受付はいたしません。運営管理機関に提出してください。

11. 掛金の運用（運用商品の選択、指図）について

- 加入時に、運営管理機関から提示された運用商品の中から、加入者・運用指図者の方の運用方針に基づいて、ご自身で運用商品を選択していただきます。
- 確定拠出年金における掛金は、加入者の自己責任で運用することになりますので、ご自身の運用方針等をよくご検討いただいたうえで、運用商品を選択してください。

- 運用の指図は、加入の申出をする際等に、指定（選択）した運営管理機関（記録関連運営管理機関）に対して、加入者・運用指図者の方が直接指示します。
 - ※ 運用に関するご質問等は、ご加入手続きをとった運営管理機関にご相談ください。
 - ※ 運営管理機関から提示される運用商品の数の上限は、運用商品が多すぎて選択しにくくなることを避けるために、35商品までと定められています（商品数が35本以上提示されている場合は、2023年4月迄に35本以下になるよう商品を除外することとされています）。

- 加入後の運用商品の変更については、運営管理機関が加入者・運用指図者の方に提示した手続き等により可能です。

- 運営管理機関によっては、指定運用方法（加入者等が運用の指図を行なわない場合に、自動的に購入される運用商品）を提示している場合があります。

加入者が運用の指図を行なわない（運用商品を選択していない）場合、特定期間（加入後最初の掛金の納付が行われた日から3ヶ月以上で運営管理機関が定める期間）及び猶予期間（特定期間が経過した日から2週間以上で運営管理機関が定める期間）が経過し、その時点でも加入者が運用の指図を行っていないときは、指定運用方法に運用の指図をしたものとみなし、指定運用方法が購入されることとなります。

 - ※ 指定運用方法が提示されていない場合は、加入時に必ず運用の指図をしていただく必要があります。
 - ※ 指定運用方法が適用された後でも、運用の指図の変更や運用商品の変更（スイッチング）を行うことは可能です。

- また、運用商品の選択・運用の指図については、書類、コールセンター、インターネットによる取扱いとなります。具体的な手続き・方法については、運営管理機関にご確認ください。

12. 運用実績・個人別管理資産額の確認について

- 記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者・運用指図者の方に個人別管理資産額、運用指図の内容等を通知することになっています。
- その他、コールセンターやインターネット等での確認方法等については、記録関連運営管理機関にお尋ねください。

13. 運用関連運営管理機関の変更について

- 運用関連運営管理機関の変更は可能です。新しく選択する運営管理機関（受付金融機関）に「加入者等運営管理機関変更届（K-004）」を提出してください。
- ただし、運営管理機関の変更は、年金資産を一度現金化する必要があるため、運用商品の現金化に伴うコスト等がかかり、商品によっては元本割れする可能性もあります。
- 運用関連運営管理機関を変更するときにかかる必要な期間の目安は、約2ヶ月から3ヶ月程度です。
- 変更にあたっては、現金化コスト等も含めて運営管理機関に照会・確認のうえ、ご検討ください。
- なお、運用関連運営管理機関の変更に伴って記録関連運営管理機関も変更となることがあります。
この場合、記録の保存や運用の指図の受付などの窓口も変わりますので、あらかじめ確認してください。
- 年金資産が現金化されたり、個人の記録情報が引き継がれるという手順を経なければならないこともあり、届け出てすぐに新しい運営管理機関での取引ができない場合があ

ります。この点についても運営管理機関に照会・確認のうえ手続きしていただくことが必要です。

14. 中小事業主掛金納付制度とは

- 個人型年金の掛金は、加入者本人に拠出（納付は原則翌月26日）していただくのが基本的な取扱いとなっていますが、2018年5月より、一定の要件を満たしている事業主（以下「中小事業主」といいます）に使用される従業員で個人型年金に加入している方については、中小事業主が必要な手続き等をとった場合、従業員の加入者掛金に対して、中小事業主が中小事業主掛金を上乗せ（追加）して拠出することが可能になりました。
- お勤め先の企業で、中小事業主掛金納付制度を導入している（する）かどうか等は、お勤め先の企業に直接ご確認ください。

☆中小事業主掛金納付制度に関する手続きの詳細につきましては、iDeCo公式サイトをご参照ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

15. 給付金の受け取りについて

- 個人型年金における給付金の種類は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類です。老齢給付金は、原則60歳から受給できますが、通算加入者等期間により、受給可能年齢が異なりますので注意が必要です。なお、給付以外には年金資産の途中払い出しはできません。
- 受給要件は以下のとおりです。
 - (1) 老齢給付金…60歳から受給できますが、60歳時点で通算

加入者等期間が10年に満たない場合は、次の年齢で受給することができます。

(70歳までに受給の請求をしなければなりません。)

- ・ 8年以上 →61歳から受給可能
- ・ 6年以上 →62歳から受給可能
- ・ 4年以上 →63歳から受給可能
- ・ 2年以上 →64歳から受給可能
- ・ 1年以上 →65歳から受給可能

(2) 障害給付金…傷病によって一定以上の障害の状態となった加入者・運用指図者の方が、傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過してから請求により受給します。

(3) 死亡一時金…加入者が死亡したときに、遺族が一時金として受け取ることができます。また、年金を受給中に死亡した場合も、遺族が残額を受け取ることができます。

● 老齢給付金や障害給付金は、原則、年金として受給します。また、有期年金で受給する場合、5年以上20年以内での受給となります。

● ただし、老齢給付金や障害給付金の受給方法について、運営管理機関が、次のような受給方法を用意している場合、その受給方法を選択することができます。詳細については、運営管理機関にお問い合わせください。

- ・ 年金ではなく、一時金として一括で受給する方法
- ・ 年金給付を開始し、5年経過後に一括して受給する方法等

● 給付金を請求する際の手続き、必要な書類などについては運営管理機関にお問い合わせください。

16. 脱退一時金について

- 個人型年金は、原則として、中途解約して払い戻しを受けることはできません。ただし、以下の①～⑤の支給要件をすべて満たす場合は、脱退一時金を受給することができます。

- ①国民年金保険料の納付を免除されていること（※）
- ②確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
- ③通算拠出期間が3年以下（注1）、又は個人別管理資産が25万円以下であること
- ④最後に企業型確定拠出年金（企業型年金）又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること
- ⑤企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

※障害基礎年金裁定通知を受けた方及び国民年金法第89条第3号の施設に入所している方は除きます。

（資格喪失日が2016年12月31日以前の場合の経過措置）

現行の脱退一時金の支給要件は以上のとおりですが、最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日が2016年12月31日以前の方には、経過措置が設けられており、以下の（1）又は（2）のいずれかの要件を満たせば、脱退一時金を受給することができます。

- (1) 個人型年金に加入できない方（加入資格がない方（注2））が、以下の①～⑥の支給要件をすべて満たす場合（注3）
 - ①60歳未満であること
 - ②企業型年金の加入者でないこと
 - ③確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
 - ④最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること
 - ⑤通算拠出期間が3年以下（注1）、又は個人別管理資産額が50万円以下であること
 - ⑥企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと
- (2) 個人型年金に加入できる方（加入資格がある方（注2））が以下の①～⑤の支給要件をすべて満たす場合
 - ①継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格

喪失後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者で、その申出をした日から起算して2年経過している者）（注4）であること

- ②確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
- ③通算拠出期間が3年以下（注1）、又は個人別管理資産額が25万円以下であること
- ④継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること
- ⑤企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

（注1）掛金を拠出しなかった期間は含みません。企業型年金や企業年金制度から個人型年金に年金資産を移換している場合、それらの加入期間も含みます。

（注2）2016年12月31日までの制度の加入資格要件で判定します。次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の加入資格はありません。（次のいずれにも該当しない場合は、個人型年金の加入資格を有します）

- ・国民年金保険料の納付免除等の承認を受けている者
- ・第3号被保険者
- ・国内非居住者（国民年金の第2号被保険者である者を除く）
- ・企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金）制度の対象者
- ・私立学校教職員共済の対象者
- ・国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員

（注3）2018年12月31日までの取扱いとなります。

（注4）2016年12月31日までの制度の加入資格要件で判定します。運用指図者となる申出をしたときから継続して、個人型年金の加入資格のある方に限ります。

17. 税制について （社会保険料控除との比較）

- 確定拠出年金においては、拠出段階（掛金）、運用段階（年金資産）、給付段階（給付金）のそれぞれの段階で、税制上の優遇措置が講じられています。
- 個人型年金の掛金については、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税、住民税が軽減

されます。

第1号・第3号加入者の方と、第2号加入者で個人払込をされている方については、国民年金基金連合会が毎年10月頃に、その年の掛金について掛金払込証明書を送付しますので、確定申告や年末調整（給与所得者の場合）の際、添付してください。（初回の掛金の納付が9月以降の場合、納付が確認された月の翌月に送付します。）

- なお、第2号加入者の方で事業主払込により掛金が給与天引きされる場合は、社会保険料と小規模企業共済等掛金の額との合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとして、源泉徴収額が算出されます。掛金払込証明書は発行されません。
- 社会保険料控除の場合は、世帯主などが生計を共にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にも所得控除を受けることができるのに対して、小規模企業共済等掛金控除は、加入者の方ご本人の掛金しか所得控除の対象となりません。個人払込の掛金の口座振替が本人名義の口座に限定されているのもこのためです。

18. 国民年金基金連合会の手数料について

- 個人型年金の実施者である国民年金基金連合会はその事務費用に充てるため、個人型年金規約に基づいて以下により加入者の方や企業型年金からの移換者の方（加入者及び運用指図者）に手数料をご負担していただくこととしています。
- 加入者の方や企業型年金からの移換者の方（加入者及び運用指図者）について加入時又は移換時に手数料として2,777円をご負担していただきます。加入者の方については、初回の掛金又は企業型年金から移換された資産のうちから、企業型年金から資産を移して運用指図者となる方については、移換された資産のうちからそれぞれ差し引きます。

- 加入者の方には、掛金納付の都度、手数料として103円をご負担していただきます。
- 還付が発生した場合、手数料として還付金のうちから1,029円をご負担していただきます。

19. 運営管理機関等の手数料について

- 運営管理機関は、確定拠出年金制度の運営上の中核をなすものです。各運営管理機関が、質の高いサービスをより低コストで提供できるよう、自由に創意工夫と競争を行うことが、制度の発展・加入者の方の利益に結びつくこととなります。
- 従って、運営管理機関のサービスや手数料の内容・水準・徴収方法等について国民年金基金連合会が統一的に管理することは行わないこととしており、それぞれ特色があります。必要に応じて、運営管理機関にお問い合わせください。

20. 運用機関（商品提供機関）の倒産について

- 確定拠出年金は、自己責任で加入者の方が運用方法を選択する制度であり、加入者の方が選択した商品を提供する機関が破綻した場合には、金融に関する各業法などの規定に基づいて、預金保険機構（預金）、生命保険契約者保護機構（保険商品）などから一定額までの保護がなされることとなっています。ただし、給付以外には現金で引き出すことはできません。
- 例えば、預金については、一般の預金と確定拠出年金で運用指図している預金の残高を合計して1人1金融機関について元本1千万円までとその利息が預金保険制度で保護されます。各運用商品の具体的な保護内容については、運

営管理機関にご確認ください。

21. 各種の相談や照会について

- 制度の一般的な相談・諸手続き及び商品内容の照会については、運用関連運営管理機関（受付金融機関）に、個人別管理資産額については記録関連運営管理機関にお問い合わせください。
- お問い合わせ先が不明な場合、加入時にお送りした「加入確認通知書」又は「運用指図確認通知書」に、ご相談・ご照会内容ごとのお問い合わせ先が掲載されていますので、ご確認ください。
- 個人型年金制度の概要や加入資格及び掛金の納付については、国民年金基金連合会でもお答えしております。
 - ・国民年金基金連合会コールセンター TEL0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724)
受付時間 平日9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません)

22. 共済組合員の方の注意事項について

1. 共済組合員の方専用の帳票について

- 事務処理を円滑に進めることを目的に、一部の帳票につきまして、一般事業所の第2号加入者と区別し、共済組合員専用の帳票を準備しておりますので、混同しないようご注意ください。

【共済組合員専用帳票】

- ・事業所登録申請書（事前登録用）(K-029)
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）(K-101B)
- ・預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書（共済事業

所用) (K-007B)

- ・加入者掛金納付方法変更届 (共済組合員用) (K-008B)

※共済組合員ではない職員の方は、上記帳票ではなく、一般事業所の第2号加入者と同じ帳票を使用していただきますので、ご注意ください。

2. 「事業主払込」を選択している加入者が、異動や休業等やむを得ない理由により掛金の納付を行うことができなかったとき

- やむを得ない理由で納付されなかった掛金については、加入者が国民年金基金連合会に「調整月納付に係る届書」を提出することによって、国民年金基金連合会が指定する月に事業主払込により掛金の納付を行うことができます。
- また、異動に伴い所属する事業所を変更する必要がある場合は、以下の書類もご提出ください。

(事業所変更の際の提出書類)

- ・加入者登録事業所変更届 (K-011)
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用) (K-101B)

23. 個人型年金制度における個人情報・特定個人情報の保護について

国民年金基金連合会では、加入者等の皆様からお預かりしている大切な個人情報・特定個人情報を保護するため、個人情報保護法、番号法や確定拠出年金法など関係する法令や個人型年金規約に基づき、適正に取り扱うこととしております。

記

1. 個人情報保護への取組み方針

- 国民年金基金連合会では、個人情報保護法をはじめとする関係法令及び規程等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報 (国民年金基金制度に係るものは、別途定める「個人情報保護宣言」によります。) の適正な管理・利用と保護に努めます。
- 国民年金基金連合会では、2.に定める利用目的の範囲内

において、お客さまからお預かりしている個人情報を取り扱います。

- 国民年金基金連合会では、お客さまにより良いサービスを提供させていただくため、適正な方法により必要な範囲で個人情報を取得いたします。
- 国民年金基金連合会では、個人データ管理責任者を置き、取得した個人情報の適正な管理に努めます。
- 国民年金基金連合会では、個人情報の取扱いに関するお客さまからのお問い合わせに対し、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 国民年金基金連合会では、お客さまの信頼を損なうことがないように、個人情報保護のための措置をよりよいものとするために努力してまいります。

2. 個人情報の利用目的について

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報は、確定拠出年金法の業務を行うために必要な範囲で利用させていただきます。具体的には、以下のとおりです。

- 制度への加入資格の確認など、制度への加入手続
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続
- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型年金制度に関する情報の提供
- 個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

3. 個人情報の利用について

- ①国民年金基金連合会は、個人型年金制度の業務を行うため、確定拠出年金法等に基づき、受付金融機関（多くの場

合、運用関連運営管理機関が兼ねています。)、運用関連運営管理機関、記録関連運営管理機関(自動移換業務等を行う特定運営管理機関を含みます。)、資産を管理する金融機関(事務委託先金融機関といいます。)、などの機関及び国民年金基金連合会が指定する者に、業務を委託しています。よって、加入者等の皆様からお預かりした個人情報、これらの機関の間で、個人型年金業務を行うために必要な範囲で提供が行われ、利用されることとなります。また確定拠出年金の老齢給付金及び脱退一時金の裁定にあたり、各記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会では、他の記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会に対して、裁定に必要な記録の提供を求める場合があります。各記録関連運営管理機関から提供の求めがあった場合、各記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会は、加入者の皆様の記録を提供いたします。

このほか、国民年金基金連合会は、加入者の皆様の国民年金の加入資格を確認するため、日本年金機構に個人情報を提供します。

また、第2号加入者の皆様の加入状況を確認するため、勤務先の事業主に個人情報を提供する場合があります。

- ②加入者等の皆様が個人型年金制度から企業型年金制度に移換される場合には、加入者等の皆様の個人情報は、移換先の制度において業務を担当する機関に引き継がれます。

なお、国民年金基金連合会及び記録関連運営管理機関は、個人情報を移換した後も、個人型年金加入者等原簿記載事項及び個人型年金加入者等帳簿記載事項(下記6.(5)

①参照)を保存することとされています。

- ③このほか、業務を委託する際に、受託者に個人情報を提供することがあります(個人情報保護法第23条第4項第1号)。この場合、受託者の個人情報の取扱いについては、委託契約において、個人情報の適切な取扱いを定めることとしています。

- ④個人型年金制度においては、毎年、第2号加入者の皆様の掛金限度額管理及び制度への加入資格を確認すること

としており、第2号加入者の皆様は、毎年1回、企業年金制度等の加入の有無について届け出ることとなっています（確定拠出年金法施行規則第45条）。

国民年金基金連合会では、現在、第2号加入者の皆様の掛金限度額管理及び加入資格を確認するため、第2号加入者の皆様が属する事業所の事業主に対して、文書にてア. 氏名、イ. 基礎年金番号、ウ. 現在の企業年金制度等の加入状況の個人情報を提供し、企業年金制度等の加入の有無についてご回答いただき、上記の届出に代えています。

この事業主に対する個人情報の提供については、個人情報保護法第23条第2項に基づき停止を求めることができます。（この場合、第2号加入者の皆様は、毎年、自ら又は事業主を介して届出を行っていただく必要があります。）

提供の停止については、国民年金基金連合会までお問い合わせ下さい。

- ・国民年金基金連合会コールセンター

TEL0570-003-105

(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724)

受付時間 平日9:00～17:00

(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません)

- ⑤ ①、②、③及び④でご説明した場合や個人情報保護法上認められた場合（第23条）を除いて、加入者等の皆様の個人情報を外部に提供する場合には、あらかじめ、加入者等の皆様ご本人の同意を得ることといたします。

4. 特定個人情報の取扱いについて

- 国民年金基金連合会では、特定個人情報取扱規定を策定し、加入者等の皆様の個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱います。
- 国民年金基金連合会では、個人情報及び特定個人情報等に関する法令、個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱います。

- 国民年金基金連合会では、特定個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 国民年金基金連合会では、特定個人情報等の取り扱いに関するお客さまからのお問い合わせに適切に対応いたします。

5. 特定個人情報等の利用目的

国民年金基金連合会は、年金及び一時金の支払いに伴ない、年金及び一時金の支払いを行った者の住所の税務署、市町村の長に提出が必要な調書の作成に係る事務のために特定個人情報等を利用します。

6. 開示などのご請求について

国民年金基金連合会に対する、個人情報保護法に基づくご自身の個人データの開示等（保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止をいいます。）の請求の手続は、以下のとおりです。

- (1) 請求の方法など開示等に関するお問い合わせ先・開示等請求の受付先

下記まで、郵送又は来所にて手続をお願いします。

〒106-0032

東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル9F

国民年金基金連合会確定拠出年金部

TEL 0570-003-105（コールセンター）

（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724）

受付時間 平日9:00～17:00

（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません）

- (2) 開示等の請求に際し、必要となる書類

個人情報保護法に基づく開示等の請求に際しては、請求の内容及び請求者がご本人様であることを確認させていただくため、次のような書類の送付又は提示をお願いいたします。

- ①国民年金基金連合会所定の開示等請求書（国民年金基金連合会にお問い合わせ下さい。）
- ②来所による請求の場合は、請求されるご本人（代理人による請求の場合はご本人及び代理人）の運転免許証、健康保険の被保険者証等の公的証明書であって、①の開示等請求書に記載されている請求されるご本人の名前及び住所と同一の氏名及び住所（居所）が記載されているもの
- ③郵送による請求の場合は、②の公的証明書のコピー及び請求されるご本人（代理人による請求の場合はご本人及び代理人）の住民票の写し又は外国人登録原票の写し
- ④代理人による請求の場合には、代理を示す旨の委任状又はこれに準ずる書類

(3) 開示等の方法

個人情報保護法に基づく開示等は、書面の郵送により行います。

（なお、代理人による請求の場合であっても、未成年者又は成年被後見人の法定代理人からの請求を除き、書面の郵送は、ご本人に対して行います。）

(4) 手数料

個人情報の開示等の請求のうち、保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示については、1件につき、手数料300円を申し受けます。開示等の請求をされる際に、受付にお支払い下さい。（郵送で請求する場合には、手数料相当額の切手又は定額小為替を同封するか、又は現金書留にてご送付下さい。）

(5) 開示等請求においてご留意いただきたいこと

①個人データのうち加入者等原簿事項及び加入者等帳簿事項の開示（閲覧）の請求は、国民年金基金連合会又は記録関連運営管理機関がお受けいたします。この場合、閲覧の請求手続は、個人情報保護法の手続とは別の手続になりますので、国民年金基金連合会又は記録関連運営管理機関までお問い合わせ下さい。

・加入者等「原簿」に記載されている事項

（例：氏名・性別・住所・生年月日・基礎年金番号・加入日・

掛金額・国民年金に関する情報・「その他の者」に関する情報等)

→国民年金基金連合会

TEL 0570-003-105 (コールセンター)

(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724)

受付時間 平日9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません)

・加入者等「帳簿」に記載されている事項

(例:氏名・性別・住所・生年月日・加入日及び加入期間・運用内容(含む資産額)・拠出履歴・手数料関係・「給付」に関する情報等)

→記録関連運営管理機関

②個人データの訂正の請求は、確定拠出年金法令等に定める変更手続による場合には、受付の金融機関で対応いたします。受付の金融機関にご相談下さい。

③個人データの利用目的の通知、個人データの利用停止又は消去及び第三者への提供の停止は、当該対応を請求する機関に対して直接行ってください。

7. 個人情報の取扱いに関する相談について

国民年金基金連合会では、個人型年金制度に関する個人情報の取扱いについて、相談を受け付けております。受付窓口は以下のとおりです。

〒106-0032

東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル5F

国民年金基金連合会 総務部 総務課

TEL 03-5411-0211

受付時間 平日9:00~17:45

(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません)

MEMO

MEMO

MEMO



発行者

国民年金基金連合会 確定拠出年金部

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

住所

〒106-0032

東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル9F

電話

0570-003-105 (コールセンター)

(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724)

受付時間 平日9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません)

国民年金基金連合会